

さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）  
補助金交付要綱の特例

1. 趣旨

この特例は、さいたま市子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第19条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会食事業の代替として食事のみを提供する場合についても補助対象と認めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象事業

この特例による補助金の交付対象となる事業は、交付要綱第4条第1号の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、営利を目的とせず、食事（飲み物についてはアルコール類を除く。）のみを提供する場合も含む。

3. 対象期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日

4. その他

この特例に定める事項以外は、交付要綱に定めるとおりとする。

附則

この特例は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この特例は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この特例は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この特例は、令和5年4月1日から施行する。